

商品概要

名称	プロパー出資	アグリシードファンド	担い手ファンド	復興ファンド
出資期間	10年を基本とし、 5年毎に延長を検討	10年以内	15年以内	15年以内
出資金額	原則10百万円超	10百万円以下	10百万円超	原則30百万円以下
主な出資基準 (その他個別の審査基準あり)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 債務超過でないこと ◆ 経常利益が過去3ヵ年平均で黒字であること 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 債務超過でないこと、または債務超過であっても直近決算で経常利益および税引後当期利益が黒字化しており、かつ5年以内に債務超過が解消できると見込まれること ◆ 経常利益および税引後当期利益が3期連続赤字ではないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 債務超過でないこと ◆ 経常利益および税引後当期利益が3期連続赤字ではないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害前の決算が債務超過でないこと、もしくは5年以内に解消可能であったと説明できること、また、3期連続赤字でないこと、もしくは翌年度黒字であったと説明できること ◆ 10年後に税引前当期利益が黒字、かつ債務超過が存在しない事業計画を作成していること、かつ達成が見込まれること
留意事項	◆ 設立後3年未満の場合は財務基盤や事業計画の実現可能性等を判断	◆ 繰欠を抱える場合、5年以内の解消見込が必要	◆ 繰欠を抱える場合、5年以内の解消見込が必要	<p><対象となる災害等※1></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 激甚災害法により、いわゆる「本激」、「早期局激」に指定された災害 ◆ 災害救助法が適用された災害 ◆ 家畜伝染病予防法に基づく初動対応が実施された伝染病 ◆ 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症 ◆ ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等 <p>※1 対象となる災害等の発生から3年（新型コロナウイルス感染症は6年）を過ぎた場合は対象としない</p>

■ 農林漁業経営に関するものであれば、資金使途に特段の制限はありません

■ 農業法人は認定農業者（※2）であること、林業法人及び漁業法人は総売上高のうち林業及び漁業の売上高が5割以上であることが必要となります

※2 自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画（農業経営改善計画）について、市町村等から認定を受けた農業者。見込み者を含みます。ただし、プロパー投資については、設立後3年未満の場合、見込み者を含みません。